



亡くなられた後の手続きについて

亡くなられた人が次にあてはまる場合は、次の担当課で手続きが必要です。

市民環境課（保険年金係）	
☎ 0581-22-6827	1階 ②番窓口
<input type="checkbox"/> 国民健康保険加入者の場合	
●葬祭費の請求、資格確認書等の返却	
【持ち物】	
・来庁者の本人確認資料	
・預貯金通帳(喪主、相続人)	
・資格確認書等(世帯主死亡の場合は世帯員分含む)	
・会葬礼状(施行が証明できる書類) 又は 葬儀の明細書と領収書	
・世帯主と亡くなられた人のマイナンバーがわかるもの	
 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療加入者の場合	
●葬祭費の請求、資格確認書等の返却	
【持ち物】	
・来庁者の本人確認資料	
・預貯金通帳(喪主、相続人)	
・資格確認書	
・会葬礼状(施行が証明できる書類) 又は 葬儀の明細書と領収書	
 <input type="checkbox"/> 年金を受給している場合や3年以上年金を納めた場合	
●未支給年金・遺族年金・死亡一時金(国民年金を3年以上納めた人)などの手続き	
【持ち物】	
・請求者の本人確認資料	
・預貯金通帳(請求者の優先順位あり)	
・亡くなられた人の年金証書	
・マイナンバーのわかるもの(請求者、亡くなられた人)	
・亡くなられた人と請求者の関係がわかる戸籍謄本など(※請求前に要相談)	
※未支給年金の受けられる人の順位は、生計を同一にしている	
①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等内の親族となります。原則、自分より先順位者がいる場合は、未支給年金を受けることはできません。	
※受給していた年金の種類や世帯状況によって必要書類や手続き場所が異なります。詳しくはお問い合わせください。	
岐阜北年金事務所 電話 058-294-6364(代表)	

市民環境課（保険年金係）	
☎ 0581-22-6827	1階 ②番窓口
<input type="checkbox"/> 福祉医療費助成を受けている場合	
●資格喪失の手続き	
【持ち物】 福祉医療費受給者証	

市民環境課（戸籍住民係）	
☎ 0581-22-6829	1階 ①番窓口
<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしている場合	
●印鑑登録証の返却の手続き	
【持ち物】 印鑑登録証	
 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードを取得している場合	
●返納の義務はありません。相続等の手続きが完了するまでしばらくの間保管することをおすすめします。	

市民環境課 環境政策室（市民生活・環境衛生係）	
☎ 0581-22-6828	1階 ③番窓口
<input type="checkbox"/> 自宅に浄化槽がある場合	
●浄化槽管理者の変更の手続き	
●浄化槽の廃止(自宅が空き家になる場合)の手続き	
 <input type="checkbox"/> 飼い犬がいる場合	
●犬の所有者の変更の手続き	

福祉課	
☎ 0581-22-6837	1階 ⑤番窓口
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの場合(65歳以上の人及び要介護認定を受けていた人)	
●資格喪失の手続き、保険証の返却	
【持ち物】	
・来庁者の本人確認資料	
・預貯金通帳	
・介護保険被保険者証	

福祉課

☎ 0581-22-6837 | 1階 ④番窓口

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちの場合

●資格喪失の手続き、手帳の返却

【持ち物】・各手帳

特別児童扶養手当・福祉手当を受給している場合

●資格喪失の手続き

【持ち物】

・特別児童扶養手当証書

・預貯金通帳

緊急通報システムを設置している場合

●辞退届の手続き、本体装置及びペンダント型装置の返却

税務課

☎ 0581-22-6822 | 1階 ⑦番窓口

税金などの納付に口座振替を利用している場合

●振替口座の変更手続き(各種税金・国民健康保険税・水道料金など)

固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している場合

●固定資産税を納税する人の指定手続き

軽自動車(原付・小型特殊・農耕用)を所有している場合

●所有者の変更手続き

水道課

☎ 0581-22-6835 | 1階 ⑩番窓口

亡くなられた人の名義で上水道、下水道を使用している場合

●所有者および使用者の変更手続き

農林商工課

☎ 0581-22-6830 | 2階 ⑤番窓口

亡くなられた人の名義で農地、森林を所有している場合

●農地の所有者届出の手続き

●森林の土地の所有者届出の手続き

企画財政課

☎ 0581-22-6825 | 2階 ②番窓口

自宅などが空き家となった場合

●空き家の情報提供をお願いします

総務課

☎ 0581-32-9100 | 2階 ①番窓口

亡くなられた人のみの世帯で防災行政無線の戸別受信機をお持ちの場合

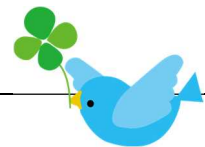
●戸別受信機の返却手続き

こども・健康課

☎ 0581-22-6839 | ふれあい 1階

児童手当・児童扶養手当を受給されている場合

●資格喪失の手続き



その他の手続き

亡くなられた人のみの世帯で電気・ガス・電話・ケーブルテレビ・インターネット等を利用している場合

・解約、休止、契約者変更等の手続き ※各サービスの契約先へご連絡ください

相続に関する手続きをする場合

・土地(農地を含む)、建物(不動産)の名義変更の手続き (岐阜地方法務局 ☎ 058-245-3181(代))

・預貯金口座の名義変更の手続き ※金融機関へご連絡ください

税・料金の精算がある場合

・亡くなられた人について市税などの精算がある場合、2~3ヵ月後に通知が届くことがあります。

内容を確認していただき、不明な点がございましたら各担当課へお問い合わせください。